

にゃんたん市プロジェクトロゴマーク使用取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、南丹市（以下「市」という。）がシティプロモーションを目的に作成した「にゃんたん市プロジェクトロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）」の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマークの権利)

第2条 ロゴマークに関する一切の権利は、市に属する。

(使用の申請)

第3条 ロゴマークを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめロゴマーク使用申請書（様式第1号）を、市に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、南丹市の機関が事務又は事業において使用する場合はこの限りでない。

(使用の承認)

第4条 市は、前条の規定による申請があった場合には、申請の内容を審査し、次条各号のいずれかに該当するときは除き、使用を承認するものとする。

2 前項に規定する承認は、市が、ロゴマーク使用（変更）承認通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(使用の制限)

第5条 次のいずれかに該当する場合は、ロゴマークを使用することはできない。

- (1) プロジェクトの趣旨に反し、又は品位が損なわれるおそれがあると認められるとき。
- (2) ロゴマークを第7条に規定する項目に基づき使用せず、又は使用しないおそれのあるとき。
- (3) プロジェクト又は市が認めた関連事業を推進する上で支障となるおそれがあるとき。
- (4) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (5) 特定の個人、政党、思想又は宗教団体の活動に利用されるおそれがあるとき。
- (6) 特定の物品やサービス等の品質や安全性を保証する目的で利用されるおそれがあるとき。
- (7) その他市長が不適切であると判断したとき。

(使用料)

第6条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第7条 第4条の規定による使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された目的にのみ使用し、市が指示する使用条件に従うこと。
- (2) ロゴマークを使用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 定められた色、形状等を正しく使用し、デザイン等の変更を行わないこと。
- (4) ロゴマークのイメージを損なう使用をしないこと。

(5) ロゴマークを使用し、物品等を作成する際に要する費用は、使用者が全て負担すること。

(6) 商標法（昭和34年法律第127号）による商標登録又は意匠法（昭和34年法律第125号）による意匠登録等の出願を行わないこと。

（完成品の提出）

第8条 使用者は、承認に係る物品等の完成品（完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真など外観がわかるもの）を当該物品等の完成後速やかに市に提出しなければならない。

（承認内容の変更）

第9条 使用者が、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめ、ロゴマーク使用承認変更申請書（様式第3号）を市に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項に規定する承認は、ロゴマーク使用（変更）承認通知書（様式第2号）により申請者に通知する。

（承認の取消し）

第10条 市は、ロゴマークの使用がこの規程又は承認内容に違反していると認められた場合は、当該承認を取り消すことができる。

2 前項の承認の取消しは、ロゴマーク使用承認取消通知書（様式第4号）により申請者に通知する。

3 前2項の規定により承認を取り消された者は、承認取消しの通知があった日以降、当該承認に係るロゴマークの使用、配布、掲示等をしてはならない。

（免責）

第11条 市は、前条の規定による使用承認の取消しにより、使用者又は第三者に損害が生じても、一切の責任を負わない。

2 使用者が、ロゴマークの使用によって第三者に対して損害又は損失を与えた場合でも、市は、損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わない。

（情報公開）

第12条 市は、使用承認の状況等について情報を公開することができる。

（規程の改定）

第13条 この規程は、事前の通知なく、必要に応じて改定される場合がある。

（補則）

第14条 この規程に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関して必要な事項は、市が別に定める。

（附則）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。